

平成24年度第19回庁議要旨

日時：平成25年1月15日（火）

午前9時

会場：庁議室

[審議事項]

1 被災公共施設の再建（廃止）方針に伴う関係例規の整備について（企画部）

東日本大震災により全壊・流失した公共施設の再建（廃止）の方向性、応急仮設住宅用地や災害廃棄物仮置き場用地として使用されている公共施設の再開の方向性など、施設の再建、解体の早期実現を図るための具体的な考え方を示すため、平成24年8月に策定した「被災公共施設の再建（廃止）方針」に基づき、廃止する施設について関係例規の整備を行うもの。

(1) 主な内容

ア 廃止する施設

尾崎老人憩の家、雄勝石ギャラリー、雄勝インフォメーションセンター、北上水辺センター、おしかホエールランド、鮎川南立体駐車場ほか2駐車場、水産物流通加工総合管理センター、雲雀野公園、市立雄勝病院、河北農林漁業者トレーニングセンター、牡鹿体育館、中央公民館門脇分館ほか7分館 合計21施設

(2) 今後の予定・施行期日

ア 平成25年第1回市議会定例会に関係条例の整備を提案

イ 施行期日 平成25年4月1日

2 石巻市防災集団移転・復興公営住宅入居等方針について（震災復興部）

－ 継続審議 －

3 石巻市復興公営住宅（借上市営住宅）入居者の公募について（震災復興部）

石巻市復興公営住宅のうち借上市営住宅149戸が平成25年中に順次竣工となるため、その公募方法について定めるもの。

(1) 主な内容

ア 入居者の公募について

(ア) (仮称) 石巻市営根上り松復興住宅	全20戸
1LDK 1～2人世帯向け	4戸
2LDK 2～3人世帯向け	11戸
2LDK（車いす）2～3人世帯向け	1戸
3LDK 4人以上世帯向け	4戸
(イ) (仮称) 石巻市営中里七丁目復興住宅	全20戸
1LDK 1～2人世帯向け	4戸
2LDK 2～3人世帯向け	11戸
2LDK（車いす）2～3人世帯向け	1戸
3LDK 4人以上世帯向け	4戸

(ウ) 公募対象者

「津波防御施設」の事業用地に居住していた者のうち、復興公営住宅の入居資格を有するもの。

※ 津波防御施設とは、河川堤防及び高盛土道路等とする。

※ 復興公営住宅の入居資格とは、東日本大震災で自宅が全壊、大規模半壊又は半壊で解体を余儀なくされた方

※ 以後、公募を行う復興公営住宅（借上市営住宅）についてもこれに準じて行うこととする。

(エ) 公募期間 平成25年2月1日から平成25年2月19日まで

(オ) 抽選日 平成25年2月27日

(カ) 入居予定 (仮称)石巻市営湊字根上り松復興住宅 平成25年4月上旬
(仮称)石巻市営中里七丁目復興住宅 平成25年7月上旬

イ 入居の契約に係る敷金及び家賃について

(ア) 被災者の住宅再建を支援するため、入居に係る敷金の全額を減免する。

(イ) 家賃は、公営住宅法施行令及び石巻市営住宅条例に準じる。

(2) 今後の予定

平成25年10月上旬 入居開始予定 (仮称)万石浦A住宅 全35戸

平成25年10月上旬 入居開始予定 (仮称)万石浦B住宅 全26戸

平成25年12月上旬 入居開始予定 (仮称)南中里一丁目住宅 全48戸

4 石巻市河北福地林業者生活改善センターの廃止及び無償譲渡について

市民の福祉に寄与する目的で昭和61年度に建設された当該施設は、これまで主に福地地区住民の集会所として、地域コミュニティの形成・維持に寄与してきた。また、指定管理者制度の導入後は、福地地区住民を中心として組織する「福地林業者生活改善センター管理運営委員会」が指定管理者として地域の実情にあった管理・運営を行ってきた。

当該施設の利用実績は、福地地区の集会所としての使用がほとんどであることや行政と地域の役割分担の見地から、当該施設を廃止し、福地自治会に無償譲渡するもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市河北福地林業者生活改善センターの廃止

イ 同センターの福地自治会への無償譲渡

ウ 補助事業関係

当該施設は農林水産省所管林業構造改善事業費補助金を主な財源として建設されたものであるが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令に基づき農林水産大臣が定める財産の処分の制限が適用される期間（24年）が経過しており、処分に係る申請等は要しないものとして確認済みである。

(2) 今後の予定

平成25年市議会第1回定例会に石巻市生活改善施設等設置に関する条例の一部改正（平成25年4月1日施行）及び財産の無償譲渡について提案

5 石巻ロイヤル病院（旧公立深谷病院）西館及び南館の無償譲渡について（健康部）

医療法人啓仁会は、平成19年3月末で閉院した旧公立深谷病院を継承するに当たり石巻ロイヤル病院を開設、現在は石巻赤十字病院等石巻医療圏内の急性期病院の後方支援病院として連携・強化を図っているが、病院建物については、東日本大震災後応急修

繕を行い診療は継続しているものの、建物の一部は老朽化が進んでおり、今後大規模な修繕を要する状況となっていることから、老朽化の著しい南館及び西館を解体し病院棟として建替えるとともに、59床を増床し、230床の病院として石巻医療圏急性期病院との更なる連携強化を図り、地域包括医療・ケアの推進に貢献すべく「石巻ロイヤル病院整備計画」を策定した。

これにより、東日本大震災により低下した医療機能を補完すること及び同法人が現在の場所において永続的に医療を提供する足がかりとなり、事業が円滑に行われるよう現在無償貸与している財産のうち、解体の対象となっている西館及び南館を無償譲渡するもの。

(1) 主な内容

平成19年8月1日から医療法人啓仁会へ無償貸与している財産のうち、西館及び南館を同法人へ無償譲渡する。

西館：昭和44年建設 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 延床面積1,611.63㎡

南館：昭和51年建設 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 延床面積 529.17㎡

※ 石巻ロイヤル病院整備計画

老朽化の著しい西館及び南館を取壊し、4階建て延べ床面積約4,500㎡の病院棟を建設するとともに、現在の171床（一般60床、回復期リハ51床、療養60床）から59床を増床し、230床（一般60床、回復期リハ60床、療養110床）とする。

事業費は約15億円（東日本大震災にかかる災害復旧資金融資制度を活用）、建設スケジュールは平成25年4月着工、平成26年6月竣工、同年8月からの運営開始を予定している。

(2) 今後の予定

ア 平成25年市議会第1回定例会に「財産の無償譲渡について」提案

イ 平成25年3月末日で譲渡

【報告事項】

1 山田渡船運休に伴う代替交通手段の確保について（桃生総合支所）

山田渡船は、北上川を柳津から飯野川方面にも分水し、追波湾に通水する河川改修により、地続きだった土地が分断されたことから、昭和9年に地元運営による運航を開始し、その後は、行政が経費を助成してきたが、平成20年に船の運航を廃止し、陸上交通への切り替えを住民と協議したものの、同意を得ることができなかった。

このたび、船頭が死亡したことから同渡船を運休していたが、代替手段として市がタクシーを借り上げることにより、住民の移動手段を確保するものである。

(1) 主な内容

ア 代替タクシーの利用者は、渡船の運行区間である桃生町檜崎地区内に住所を有する者とし、利用区間は登米市津山地区を経由する特定区域内とする。

イ 利用に際しては、申請に基づき審査し、可否判定の上、必要な者にタクシー利用券を交付する。

ウ 渡船の代替えとしてのタクシー借上げのため、利用料金は市が負担する。

エ 利用券の使用については、1か月当たり片道4枚を目安として交付する。

オ 利用できる特定区域

(ア) 檜崎字山田地内から対岸の檜崎字鹿島山地内又は中津山地内までの区間

(イ) 檜崎字鹿島山地内から対岸の山田地内までの区間

(2) 今後の予定・実施時期

ア 今後の予定

住民バスについては、河北地区（飯野川第2コース）からの路線と桃生地区（山田永井線）からの2路線が、デマンド方式で週に2便運行しており、今後、飯野川線は継続するが、桃生地区（山田永井線）については今後見直しを行う。

イ 実施時期 平成25年1月1日

2 福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定締結について

(健康部・福祉部)

本市に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、各地に開設される指定避難所での避難生活が困難な要援護者（避難生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者を含む。）について、安全・安心な避難生活を提供するため、市内外の福祉法人と協定を締結し、法人が所管する特定の施設を福祉避難所と位置付け、要援護者の二次的避難を実施することを目的とするため、協定を締結するもの。

(1) 主な内容

《協定内容》

本市に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、法人が所有又は管理する施設について、本市が福祉避難所として開設することに関して必要な事項を定める。

ア 福祉避難所の定義及び行う事業について

イ 福祉避難所として指定する施設の所在地・名称について

ウ 福祉避難所開設に当たっての法人の協力について

エ 要援護者等の受入れについて

オ 福祉避難所の開設期間等について

カ 避難した要援護者に係る必要な物資等の調達に関する事

キ 福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費の負担について

ク 協定の有効期間について

ケ 実施細目を定めることについて

コ 協定の規定事項以外の協議について

(2) 今後の予定

協定締結式

日時 平成25年1月25日（金）午後1時30分から

場所 石巻市役所4階 庁議室

3 石巻市まちづくり活性化推進会議設置要綱の一部改正について（企画部）

平成22年3月に「石巻市中心市街地活性化基本計画」を策定（内閣総理大臣の認定）しているが、東日本大震災の影響により、同基本計画で定める中心市街地活性化の基本方針と目標を達成するための多くの事業が実施困難となり、また、中心市街地を取り巻く環境が大幅に変化したことから、同基本計画の見直しを行うこととしている。

見直し作業を進めるに当たっては、既存の「石巻市まちづくり活性化推進会議」により検討していくこととしているが、既に中心市街地地域での各事業が進められていることから「石巻市まちづくり活性化推進会議設置要綱」を改正し、見直し作業のスピード化を図るとともに、担当レベルでの具体的な検討を行うことができるようにするもの。

(1) 主な内容

中心市街地区域での各事業において総合かつ横断的な調整が必要になることから「石巻市まちづくり活性化推進会議」及び「ワーキングチーム」のメンバーの再編を行う。

(2) 施行日 平成25年1月4日